広川町農業委員会

第23回総会議事録

令和4年6月7日

広川町農業委員会第23回総会議事録

令和4年6月7日広川町農業委員会第22回総会が福岡八女農協広川地区センター2階大会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

報告事項1 利用権を設定した農地の合意解約通知

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

議案第3号 非農地証明に関する件

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地集積計画の承認について

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

農業委員

120/1000			
議席	氏 名	議席	氏 名
会長	大 石 義 勝	6	馬場敦子
会長代理	古賀秀之	7	渡邉和江
欠	中 村 和 浩	8	鐘ケ江 百合子
2	中 村 正 明	9	山 﨑 義 史
3	山 村 佳代子	1 0	稲 員 雅 史
4	梅本康孝	1 1	野田光浩
5	丸 山 敬二郎	1 2	渡邉鉄也

農地利用最適化推進委員

及心所以過間にと安良				
議席	氏 名	議席	氏 名	
欠	田中秀典	8	弓 削 和 幸	
2	重 野 秀 夫	9	舩 越 誠 治	
3	鹿田勝師	1 0	野田隆文	
4	萩 尾 喜久夫	1 1	山 下 淳	
5	丸 山 和 幸	1 2	中島和彦	
6.	馬場啓介	1 3	牛 島 信 二	
7	中島康則			

2. 本会の書記は下記のとおりである。

事務局長 井上 新五 書記 川村 亮二 書記 熊添 博

会長代理 古賀秀之 開会のあいさつ

事務局 出席委員及び欠席委員の報告後、出席委員の過半数を満たし総会が成立する旨の報告。

議 長 本日は、報告事項1件、議案第1号3件、議案第2号4件、議案第3号2件、議案 第4号1件です。慎重なる審議のほどをよろしくお願いします。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてお願いします。 次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第 13条第2項の規定により、2番中村正明農業委員、8番 鐘ケ江百合子 農業委員を指名 し審議に移ります。報告事項1 利用権を設定した農地の合意解約通知順位1及び順位2に ついて事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字 長延 借受人:■■ ■■、貸付人: ■■ ■■、理由:耕作者の都合のため解約し解約後は■■ ■■へ売買する旨説明。順位 2 大字 藤田 他 1 筆、借受人:■■ ■■、貸付人: ■■ ■■、理由:耕作者の都合のため解約する旨説明。

議 長 事務局の説明が終わりました。順位 1 及び順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

11 番 野田光浩 委員 順位 2 の解約される農地は基盤整備地区内ですが、次の耕作はどうされるんでしょうか。

事務局 解約後の耕作については聞いておりません。

議 長 他に質問意見等はありませんか。

委員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので次に移ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件について審議します。順位1について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位1大字 新代 譲受人:■■ ■■、譲渡人:■■ ■■ 契約の種類: 売買

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

9 番 船越誠治 推進委員 只今、事務局から説明がありましたとおり申請地は広川幼稚園の北側の譲受人の■■ ■■さんが所有している農地に接しており■■ ■■さんが以前から■■ ■■さんに買いたいと相談されていましたが合意ができましたのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見 等ありましたらお願いします。

委員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員举手。

議長 全会一致で認める事とし次に進みます。順位2について事務局の説明をお願いしま

す。

事務局 説明 順位 2 大字 長延 他 1 筆 譲受人:■■ ■■、譲渡人:■■ ■■ 契約の 種類:売買

議 長 順位2について、担当推進委員さんの説明をお願いします。

4 番 萩尾喜久夫 推進委員 順位2について説明いたします。申請地は今年の1月に貸家住宅駐車場用地としてご審議いただいた農地に隣接している農地を耕作目的で取得したいということですのでよろしくお願いいたします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見 等ありましたらお願いします。

委員 質問意見なし

議 長 質問意見等がないようでしたら採決に移ります。順位 2 について異議が無い方の挙 手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とし次に進みます。順位3について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 3 大字 一條 譲受人:■■ ■■、譲渡人:■■ ■■ 契約の種類:売買

議 長 順位3について、担当推進委員さんの説明をお願いします。

12 番 中島和彦 推進委員 申請人が所有されている農地への道路からの進入が困難ですので、今回道路に接した申請地を取得され一体的に耕作したいということですのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位3について質問意見 等ありましたらお願いします。

委員 質問意見なし

議 長 質問意見等がないようでしたら採決に移ります。順位 3 について異議が無い方の挙 手を求めます。

委 員 全員举手。

議 長 全会一致で認める事とし次に進みます。次に議案第2号農地法第5条の規定による 許可申請に関する件について審議いたします。順位1について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位1 大字 久泉 、譲受人:■■ ■■ 譲渡人:■■ ■■ 契約の種類: 賃貸借権設定 申請理由:自動車整備工場用地

議 長 順位3について、担当推進委員さんの説明をお願いします。

6 番 馬場啓介 推進委員 この案件につきましては、今回申請に至った経緯について事

務局に説明をお願いします。

事務局 この申請につきましては、申請代理人の方から他の関係書類は揃っているが水利関係の同意については水利役員との日程調整がつかないため申請書提出期限に間に合わないが同意については間違いなく得られると説明を受けておりましたので期限を過ぎて申請書の提出がありましたが、事務局の判断で申請書を受理し今回の総会で審議をお願いしているところです。

6 番 馬場啓介 推進委員 私が確認印を押したのは提出期限をだいぶん過ぎていました ので次回の総会で審議されるものと思っていましたが今回の議案書に載っていたので驚いて おります。このように申請期限を過ぎた申請書の提出があった場合事務局としてはどのよう に対応されているのかお聞きします。

事務局 申請書の提出期限については、皆様ご承知のとおり毎月20日と定めていますが、提出期限前に関係書類が全部揃っていなくても、提出期限前から事務局が相談を受けており未添付の書類についても、後日確実に提出されると判断した場合については受け付けております。

- 7 番 渡邊和江 農業委員 申請期限を過ぎて推進委員の確認印が取れていない申請書を 事務局が受理し今回の総会議案に上程したことに問題があるのではないかと思います。
- 11 番 野田光浩 委員 私も、農業委員会が定めている申請期限を遵守すべきだと思います。
- 議 長 事務局の説明では申請代理人の方から、水利の役員との日程調整がつかないので水 利関係の同意書だけは後日提出するという相談を受け推進委員の確認印が取れていない申請 書を事務局の判断により受理し今回の総会に上程したということでした。しかし、担当推進 委員が提出期限後に押印された案件を今回の総会で審議すべきではないと判断し改めて次回 の総会で審議したいと思いますがいかがでしょうか。

委員 異議なし。

議 長 全員異議なしということで、この案件につきましては保留にして次回の総会で改めて審議することとします。次に順位2について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 2 大字 久泉 、譲受人:■■ ■■ 譲渡人:■■ ■■ 契約の種類: 使用貸借権設定 申請理由:一般住宅用地

- 議 長 順位2について、担当推進委員さんの説明をお願いします。
- 6 番 馬場啓介 推進委員 場所については事務局から説明がありましたとおりです。2月 の総会で従業員駐車場としてご審議いただいた農地に隣接しており息子さんの住宅建築用地 として申請されるもので水利関係、隣接農地の同意もされていますのでご審議よろしくお願いします。
- 議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見 等ありましたらお願いします。
- 11 番 野田光浩 委員 合併浄化槽からの排水の流れについて説明お願いします。

事務局 申請地の北側に側溝を設置され東側の道路側溝に流される計画になっております。

6 番 馬場啓介 推進委員 西側へは農地があるので下水には繋げられないということでした。

議 長 他に、質問意見等はありませんか。

委員 質問意見なし

議 長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位 2 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議長 全会一致で認める事とし次に進みます。順位3について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 3 大字 新代 、譲受人:■■ ■■ 譲渡人:■■ ■■ 契約の種類: 売買 申請理由:建売住宅用地

議 長 順位3について、担当推進委員さんの説明をお願いします。

9 番 船越誠治 推進委員 只今、事務局から説明がありましたとおり病院を解体して更地にされ今回申請された隣接農地を含め建売住宅を建築したいということです。排水についても水利関係者に確認しましたところ側溝を通じて流されるということで水利承諾については不要ということでしたのでよろしくお願いいたします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位3について質問意見 等ありましたらお願いします。

委員 質問意見なし

議 長 質問意見等がないようでしたら採決に移ります。順位 3 について異議が無い方の挙 手を求めます。

委 員 全員举手。

議長 全会一致で認める事とし次に進みます。順位4について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 4 大字 新代 他 1 筆 、譲受人:■■ ■■ 譲渡人:■■ ■■ 契約 の種類:売買 申請理由:特定建築条件付売買予定地

議 長 順位4について、担当推進委員さんの説明をお願いします。

9 番 船越誠治 推進委員 申請地は、議案第1号順位1でご審議いただいた案件に隣接した西側の農地で住宅建築用地として転用申請されるもので排水については南側の側溝に流されるということで水利関係の同意も取られていますのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 4 について質問意見 等ありましたらお願いします。

委員 質問意見なし

議 長 質問意見等がないようでしたら採決に移ります。順位 4 について異議が無い方の挙 手を求めます。

委 員 全員举手。

議 長 全会一致で認める事とし次に進みます。議案第3号 非農地証明に関する件について事務局の説明をお願いします。順位1及び順位2については関連しておりますので一括でご審議お願いします。

事務局 説明 順位 1 大字 藤田 申請人:■■ ■■ 順位 2 大字 藤田 申請人:■■ ■■ 理由 現況が山林化しているため。

議長事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

13 番 牛島信二 推進委員 申請地は藤田にある岩丸稲荷神社に隣接した農地ですが地目上は畑となっていますが昔から山林化しており申請人の方のお話では今まで耕作したことはないということでした。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1及び順位2について質問意見等ありましたらお願いします。

委員 質問意見なし

議 長 質問意見等がないようでしたら採決に移ります。順位1及び順位2について異議が 無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とし次に進みます。議案第4号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地集積計画の承認について事務局の説明をお願いします。

事務局 所有権移転 順位 1 大字長延 譲受人 ■■ ■■ 譲渡人 ■■ ■■ 特例事業 (農地売買等事業) により■■ ■■に売買することについて説明。

議 長 事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議 長 質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位 1 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員举手。

議 長 全会一致で認める事とし、異議ない旨町長に報告します。以上で審議はすべて終わりました。